

令和4年第5回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年6月2日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長の諸般の報告

1) 例月現金出納検査の報告（令和4年2月分・3月分・4月分）

2) 令和3年度の経営状況及び令和4年度事業計画の報告

・株式会社 美郷の大地

・あきた美郷づくり株式会社

・六郷開発株式会社

3) 教育民生常任委員会の所管事務調査報告

第4 町長の招集挨拶並びに行政報告

陳情上程（委員会付託）

第5 陳情第5号 陳情書（女性トイレの維持及びその安心安全の確保について）

第6 陳情第6号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

第7 陳情第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

第8 陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

第9 陳情第9号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

議案上程（説明）

第10 報告第3号 専決処分事項の報告について

第11 報告第4号 専決処分事項の報告について

第12 報告第5号 専決処分事項の報告について

第13 報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第14 報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告について

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第15 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

第16 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて

第17 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて

第18 議案第27号 財産の取得について

第19 議案第28号 工事請負契約の締結について

議案上程（説明）

第20 議案第29号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第2号

第21 議案第30号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号

第22 議案第31号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号

第23 議案第32号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号

第24 議案第33号 令和4年度美郷町水道事業会計補正予算第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 熊谷隆一君 | 2番 | 村田薫君 |
| 3番 | 鈴木正洋君 | 4番 | 藤原政春君 |
| 5番 | 高山茂雄君 | 6番 | 高橋邦武君 |
| 7番 | 深澤均君 | 8番 | 伊藤福章君 |
| 9番 | 高橋正和君 | 10番 | 泉美和子君 |
| 11番 | 深沢義一君 | 12番 | 熊谷良夫君 |
| 13番 | 澁谷俊二君 | 14番 | 長谷川幸子君 |
| 15番 | 鈴木良勝君 | 16番 | 森元淑雄君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|-------------|--------|
| 町長 | 松田知己君 | 副町長 | 本間和彦君 |
| 総務課長 | 高橋穰君 | 企画財政課長 | 武田浩之君 |
| 税務課長 | 奥山智佳等君 | 住民生活課長 | 木村英彰君 |
| 福祉保健課長 | 高橋勉君 | 農政課長 | 中田裕克君 |
| 商工観光交流課長 | 今野武俊君 | 建設課長 | 高橋博和君 |
| 会計管理者兼 出納室長 | 飛澤史子君 | 農業委員会 会長 | 高橋正尚君 |
| 農業委員会 事務局長 | 小田長光仁君 | 教育長 | 福田世喜君 |
| 教育推進監 | 武藤浩紀君 | 教育推進課長 | 佐々木寿人君 |
| 生涯学習課長 | 大澤修君 | 代表監査委員 | 高橋信雄君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|---------------|-------|
| 事務局長 | 深澤文仁 | 庶務班長 兼議事班長 | 佐々木直樹 |
| 上席主査 | 高橋幸恵 | | |

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第5回美郷町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、藤原政春君、5番、高山茂雄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月2日から14日までの13日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までの13日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長深澤 均君、登壇願います。

(議会運営委員長 深澤 均君 登壇)

○議会運営委員長（深澤 均君） おはようございます。

議会運営委員会から会期の日程についてを、ご報告申し上げます。

5月26日招集告示されました令和4年第5回美郷町議会定例会に当たり、同日議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので、ご報告をいたします。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され、提案されている案件は町長

の提案に関わるものとして、議案書記載のとおり専決処分事項の報告のほか、繰越明許費繰越計算書の報告、専決処分事項の承認、財産の取得、工事請負契約の締結、令和4年度各会計の補正予算であります。陳情案件については、前回の定例会以降提出されましたものが5件あり、議会運営委員会では陳情第5号は教育民生常任委員会、陳情第6号は総務産業常任委員会、陳情第7号は教育民生常任委員会、陳情第8号及び陳情第9号は総務産業常任委員会所管にて審査が望ましいものとししました。また、議会関係としては委員会報告等と意見書案等の審議を予定しております。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。

はじめに、今定例会の会期は6月2日から6月14日までの13日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに行政報告があり、その後陳情を上程し、委員会付託とします。

次に、報告第3号から報告第7号までを上程し、説明を受けます。

次に、承認第1号から議案第28号までを上程し、説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第29号から議案第33号までを上程し、説明を受け、終了の予定であります。

6月3日から12日までは、本会議を休会とし、一般質問の通告締切りは、6日午前11時までとします。

なお、休会中の日程ですが、6月7日と8日に関係常任委員会を開催し、陳情の審査を行う予定であります。

6月13日は、午前10時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

6月14日は、午前10時より本会議を再開し、議案第29号から議案第33号までの質疑、討論、表決を行います。

続いて、陳情の審査結果について常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査（令和4年2月分・3月分・4月分）の結果報告がありました。

2として、町長より、株式会社美郷の大地、あきた美郷づくり株式会社、六郷開発株式会社、それぞれの令和3年度の経営状況及び令和4年度事業計画を説明する書類の提出がありました。

3として、教育民生常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（森元淑雄君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和4年第5回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について報告いたします。

12歳以上の方を対象に公共施設で行ってきた3回目の集団接種は、5月29日で終了いたしました。5月31日現在、3回目の接種を終えた方は1万4,627名で、5歳以上の全人口に対する接種率は81.5%です。

そのうち65歳以上の接種率は92.5%、60歳から64歳は91.4%、18歳から59歳は80.0%です。

また、5歳から11歳の方を対象とした集団接種は、3月13日から開始し6月12日で終了する予定です。

今後は、4回目接種の対象と定められている3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方、基礎疾患を有する18歳以上59歳以下の方及び重症化リスクが高いと医師が認めた方を対象に、接種を進めてまいります。

接種計画としては、これまでと同様に大曲仙北医師会、大曲厚生医療センター、秋田県薬剤師会大曲仙北支部などからのご協力の下、公共施設での集団接種により実施してまいります。

60歳未満の基礎疾患を有する方については、申請により接種の対象者を把握した上で、接種券

を発送いたします。

接種開始時期は、7月3日からとし、医療従事者など先行接種された方から順次、接種時期に合わせて接種を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度等について報告いたします。

住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円を給付する令和3年度分の臨時特別給付金事業については、3月25日に確認書の提出を締め切り、1,742世帯に給付しております。なお、給付率は98.7%となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さらなる町内経済の回復を支援するため発行する美郷町地域振興券の給付分については、4,798世帯に給付しております。また、販売分については、5月17日までの申込期間で、発行予定8,000セットに対し、1万1,114セット分の申込みがありました。5月18日に抽選を行った結果、当選者は4,110人で、購入に必要な引換券はがきを本日郵便局へ引渡し、6月6日から順次発送予定となっております。

連携協力協定を締結している日本航空株式会社の航空機の利用促進を図るため、秋田空港発着のJALグループ国内線を往復利用した町民に地域振興券を給付する美郷町連携企業応援事業については、4月28日より申請の受付を開始しました。

町外に住民票のある大学生等を支援する大学生等応援事業については、4月28日より申請書の受付を開始し、5月31日現在で64人から申請をいただいております。希望する町の特産品セットを発送しております。

次に、第3次美郷町総合計画におけるみさと重点テーマに係る事業について報告いたします。

活力・にぎわい創出についてですが、生薬の里美郷構想推進事業は、引き続き農家への栽培支援や試験栽培管理を行うほか、これまでの取組を基に作成したキキョウの栽培指針や経営指標を周知し、増収に向けた栽培を促すとともに、栽培農家数の拡大に努めてまいります。

また、公益財団法人大田区産業振興協会及び同区内の企業と連携し開発を進めておりました薬用植物エイジツの調製器具である軸取機が完成しました。3月18日に納品され、今年の収穫・調製から活用してまいります。

作物転換総合支援事業については、5月31日に美郷ブランド作物である美郷雪華、レンコン、セリの栽培農家や農業団体で構成する美郷ブランド作物推進連絡会議を開催いたしました。今後作物別勉強会等を開催し、栽培農家の確保と作付拡大に努めてまいります。

サキホコレ作付応援事業については、令和4年度の作付面積は113ヘクタールを予定しているほか、堆肥美郷の大地の施用効果の実証試験を行い、地域循環型農業を推進してまいります。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

はじめに、住民生活課関係ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月17日の水辺クリーンアップを中止いたしました。

消防団活動として、毎年春の火災予防週間に実施している予防活動は、出動式への参加団員を制限し、防火啓発パレードを実施したほか、各分団による消防器具の点検や地域へのチラシ配布などの巡回活動を行いました。

一方で、4月以降は住宅火災2件が発生しており、うち5月23日に発生した六郷地区本道町での建物火災では、住宅4棟が全焼、非住家等6棟が部分焼の被害がありましたが、けがをされた方は幸いおりませんでした。この火災による影響で、本道町の一部で地下水に臭いを感じるとの間合せがあり、名水市場湧太郎南側駐車場内に給水所を設置し対応いたしました。また、住宅を全焼された方に対し、翌24日に見舞金を給付するとともに、住宅焼失により困窮している2世帯について、町営住宅を一定期間提供し、生活再建に向けた支援を行っております。

大曲仙北広域市町村圏組合が施工する南部斎場改築事業についてですが、今年度は仮設待合室建設と既存待合棟の解体及び周辺道路の付替工事を予定しており、地元関係者に対する説明会が6月10日に開催されることとなっております。

マイナンバーカードの取得状況についてですが、4月末現在で32.2%となっており、カード取得のメリットや申請方法を広報で周知するほか、出張申請窓口の開設を行うなど、取得率の向上を図ってまいります。

次に、福祉保健課関係ですが、満65歳以上の方に交付している温泉施設利用助成券及びはり・きゅう・マッサージ施術費助成券については、5月31日現在で温泉施設利用助成券を1,980名に、はり・きゅう・マッサージ施術費助成券を927名に交付しております。

ヒトパピローマウイルス感染症に係るHPVワクチン接種については、今年度定期接種の対象となる平成18年4月2日から平成22年4月1日生まれの女子285名に対して、ご自身の接種を検討判断するための資料を同封した接種勧奨の通知を、5月18日発送いたしました。また、積極的な勧奨の差し控えのため、接種機会を逃した平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女子440名について、本年3月中旬に令和7年3月31日まで従来の定期接種の対象年齢を超えてキャッチアップ接種を行うよう国より方針が示されたため、定期接種と同様の接種勧奨を実施したところです。なお、このキャッチアップ接種に関する補正予算を本定例会に計上しております。

一般不妊治療及び生殖補助医療が令和4年4月1日から保険診療になったことにより、秋田県特定不妊治療費助成事業費実施要領が4月1日付で一部改正された旨の通知が5月19日にありま

した。これを受け、町不妊治療・不育症治療費助成事業について、県事業の対象となる特定不妊治療は1回3万円を上限に、県事業の対象外である一般不妊治療は初回申請から5年以内と規定した補助期間を廃止した上で、1回9万円を上限とする改正を行うことにいたしました。引き続き不妊治療に対して支援策を講ずることで、少子化に歯止めをかけてまいります。

次に、商工観光交流課関係ですが、5月13日、日本郵便株式会社より美郷のミズモ風景入日付印全5種類が押印された記念台紙を寄贈していただきました。この消印は、日本郵便株式会社と美郷町との包括的連携に関する協定による取組の1つとして、美郷町のPRを目的に、町内5つの郵便局がそれぞれ作成したオリジナルのもので、5月10日より利用開始されております。

夏の風物詩である美郷町ラベンダーまつりを6月18日から7月3日までの期間で、3年ぶりに開催いたします。新型コロナウイルス感染拡大防止対策に万全を期すため、園内での飲食は原則禁止としますが、それ以外の物販やラベンダーの摘み取り体験などは実施いたします。なお、今年度からは、美郷雪華の摘み取りも可能となっておりますので、多数のご来園をお待ちしております。

次に、農政課関係ですが、令和4年度の水田農業施策をまとめた冊子を3月25日に全農家へ配布し、事業の周知を図りました。なお、水田活用の直接支払交付金に係る対象作物の現地確認は、6月1日から15日までを予定しております。

株式会社龍角散の千葉工場厚生棟新築工事に伴い、建物内部の仕上げ材に美郷町産杉材約9立方メートル、重量にして約4トンを使用していただくことが決まりました。完成予定は令和5年8月とのことです。連携協定締結企業による町内産木材の活用が一層の林業振興につながることを期待しております。

次に、建設課関係ですが、4月から5月末までの主な工事発注状況については、道路舗装及び舗装補修工事10件、外側線工事1件、塗装工事1件、管工事1件、業務委託として、公園管理業務63件、町営住宅水質検査業務1件を発注し、発注率は53.1%となっております。

また、上下水道関係では、施設保守点検業務委託26件、水質検査業務3件、設計業務1件を発注し、発注率は54.5%となっております。

次に、生涯学習課関係ですが、チャレンジデー2022が5月25日に開催され、本町は広島県北広島町が対戦相手となりました。当日のイベントは、おはよう笑顔でラジオ体操で始まり、ぐっと楽運動教室や、チャレンジMISATOスポーツ少年団大会などを行い、参加者9,102人、参加率49.1%で勝利しております。

また、学友館特別展「大川清一 北東北 山々の輝き」を7月30日から9月25日までの期間で

開催いたします。大川氏は、本町金沢地区在住の写真家で、秋田魁新報に「北東北 山々の輝き」を連載しております。今回の展示では、真昼岳を含む写真のほか、使用しているカメラ機材なども展示いたします。厳しくも美しい自然の魅力を感じながら、自然保護、観光、文化の面からも多くの町民にご覧いただきたく存じます。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

報告第3号から報告第5号 専決処分事項の報告についてですが、車両損壊事故等に係る和解及び損害賠償の額について専決処分いたしましたので、それぞれご報告するものです。

報告第6号及び報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告についてですが、令和3年度の美郷町一般会計予算及び美郷町下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について、それぞれご報告するものです。

承認第1号から承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてですが、承認第1号は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い専決処分した美郷町税条例等の一部改正について、承認第2号は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い専決処分した美郷町国民健康保険税条例の一部改正について、承認第3号は、譲与税交付金特別交付税及び町債等の額の確定等に伴う歳入歳出予算の補正について専決処分した令和3年度一般会計補正予算第13号について報告し、それぞれ承認を求めるものです。

議案第27号 財産の取得についてですが、ロータリ除雪車2台の取得に係る契約についてお諮りするものです。

議案第28号 工事請負契約の締結についてですが、仙南すこやか園幼稚園棟暖房設備改修工事について、工事請負契約を締結したく、お諮りするものです。

議案第29号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第2号についてですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰、感染症対策事業の追加、国の令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金事業費の追加、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額及び4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第30号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてですが、国民健康保険税の減額、前年度繰越金及び予備費の増額に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第31号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号及び議案第32号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてですが、4月に行った職員人事異動

に伴う人件費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第33号 令和4年度美郷町水道事業会計補正予算第1号についてですが、黒沢地区配水管布設替工事費の増額及び4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整に伴う収入支出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

◎陳情第5号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第5、陳情第5号 陳情書（女性トイレの維持及びその安心安全の確保について）を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第5号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第6号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第6、陳情第6号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第6号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第7号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第7、陳情第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第7号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第8号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第8、陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第8号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第9号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第9、陳情第9号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第9号については総務産業常任委員会に審査を付託

することに決定いたしました。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第10、報告第3号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 報告第3号についてご説明いたします。

2ページ、専決処分書をご覧ください。

令和4年3月4日に、土崎字上野乙地内で発生した車両損壊事故について、3月30日に示談が成立し、専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

相手方は、
で、事故の概要は土崎字上野乙地内の町道走行中、松並木からの落雪により車両のフロントガラス等が破損したものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害賠償額については全額保険対象でございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、報告第3号の説明が終わりました。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第11、報告第4号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 報告第4号についてご説明いたします。

4ページ、専決処分書をご覧ください。

令和4年2月21日に、上深井字耳取地内で発生した器物破損事故について、4月11日に示談が成立し、専決処分しましたので、報告するものでございます。

相手方は、

で、事故の概要は美郷町道路除雪機械運転委託業務契約に基づく作業員が上深井字耳取地内を除雪中、吹雪による視界不良のため、踏切内を低速走行した際、遮断機が降り始め、車両後部に遮断管が接触し損害を与えたものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害賠償額については、全額保険対象でございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、報告第4号の説明が終わりました。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第12、報告第5号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 報告第5号についてご説明いたします。

6ページ、専決処分書をご覧ください。

令和4年2月21日に、金沢西根字耳取地内で発生した自動車事故における人身損害について、5月9日に示談が成立し、専決処分しましたので、報告するものでございます。

相手方は、で、事故の概要は美郷町道路除雪機械運転委託業務契約に基づく作業員が金沢西根字耳取地内を除雪中、道路脇から後退した際、除雪車両の後方で停止していた相手方勤務先所有の車両に接触し、当該車両の助手席に同乗していた相手方を負傷させたものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害賠償額については全額保険対象でございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、報告第5号の説明が終わりました。

◎報告第6号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第13、報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） 報告第6号についてご説明します。

令和3年度美郷町一般会計繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものでございます。

9ページ、繰越計算書をご覧ください。

令和3年度美郷町一般会計補正予算第4号及び第12号で議決をいただきました合計14件の繰越明許費で、令和4年度への繰越額の合計は、5億873万5,000円となります。

また、財源内訳の未収入特定財源についてですが、国庫支出金につきましては、非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業における臨時特別給付金事業費補助金及び事務費補助金、豪雪地帯安全確保事業における豪雪地帯安全確保緊急対策交付金、社会資本歩道整備事業社会資本舗装補修事業及び防災対策事業における社会資本整備総合交付金となります。

県支出金につきましては、森林整備事業における林道整備事業費補助金となります。

また、地方債につきましては、7事業において合併特例債、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を財源としております。

報告第6号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、報告第6号の説明が終わりました。

◎報告第7号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第14、報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） 報告第7号についてご説明します。

令和3年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものでございます。

13ページ、繰越計算書をご覧ください。

令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号にて議決いただきました県事業の大曲処理区流域下水道事業費負担金及び県南地区広域汚泥資源化事業負担金の繰越明許費で、令和4年度への繰越額の合計は48万1,000円となります。

また、財源内訳の未収入特定財源ですが、流域下水道事業債となります。

報告第7号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、報告第7号の説明が終わりました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第15、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（奥山智佳等君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

議案16ページ、専決処分書をご覧ください。

専決第4号は、国の令和4年度税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布、同年4月1日に施行されており、これに伴い美郷町税条例の改正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日専決処分をさせていただきましたので、これをご報告し、ご承認をお願いするものです。

改正条文は、議案17ページから21ページまでとなりますが、内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集1ページをご覧ください。

今回の税制改正の主な内容は、令和3年12月31日までとなっていた住宅借入金等特別控除の適用期限を令和7年12月31日まで4年延長するもの、固定資産税の土地の負担調整措置について、令和4年度に限り課税標準額が増加する商業地等の土地について、通常5%のところ、前年度の課税標準額に2.5%を加えたものを令和4年度の課税標準額とするものです。

はじめに、改正条文第1条による改正についてご説明申し上げます。

議案資料集1ページ上段をお願いします。

個人住民税において、配当等及び株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式が所得税との相違がありましたが、今回の改正で総合課税または申告分離課税を確定申告の記載によってのみ適用する方式となりましたので、規定の整備を行うものです。

これに伴う改正箇所は、1ページ上段の第32条第4項及び第6項、2ページ下段の第33条の9、第1項から第2項、8ページ中段の附則第14条の3第2項、9ページ中段の附則第18条の2第4項、10ページ上段の附則第18条の3第4項及び第6項です。

施行日は令和6年1月1日となります。

2ページ上段をお願いします。

平成26年度に規定した寄附金控除の全額控除の対象となる法人、公益法人等については、施行から7年経過し、控除期間が終了したことにより削除するものです。

改正箇所は、第33条の7第1項第1号、施行日は令和4年4月1日となります。

3ページ中段をお願いします。

公的年金者等受給者であって、配偶者特別控除額の控除を受けようとする者のうち、住民税申告の義務を要さないとする場合の定義を、これまでの所得税法の規定文言から地方税法の規定文言に置き換えるものです。

改正箇所は、第35条の2第1項、施行日は令和6年1月1日となります。

4ページ下段をお願いします。

給与所得者や公的年金等受給者の扶養親族申告書に、記載事項として配偶者の氏名を追加するものであり、これに伴い項のずれが生じますので、併せて改正するものです。

改正箇所は、第35条の3の2第1項第2号から第4号、施行日は令和5年1月1日となります。

5ページ上段をお願いします。

公的年金等受給者の扶養親族申告書について、配偶者及び16歳以上の扶養親族であって、退職手当等を有する者の指定等を記載し、申告書を提出する義務を追加するものであり、これに伴い号のずれが生じますので、併せて改正するものです。

改正箇所は、第35条の3の3第1項及び第1項第2号から第4号、施行日は令和5年1月1日となります。

6ページ中段をお願いいたします。

住宅借入金等特別税額控除について、居住要件を令和3年度までから令和7年度まで、控除期間を令和15年度までから令和20年度までと延長するものです。

改正箇所は、附則第5条3の2第1項、施行日は令和5年1月1日となります。

6ページからの附則第8条の3ですが、内容につきましては7ページ上段をお願いいたします。

平成26年4月1日以前から所在し、熱損失防止改修工事、断熱改修工事に合わせて、一定要件の下、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、または太陽熱利用システムの設置工事を行った住宅についても、新たに固定資産税の減額の対象とするものです。

改正箇所は、附則第8条の3第9項及び第11項、施行日は令和4年4月1日となります。

7ページ下段をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、商業地等に関わる固定資産税の負担調整の加算の上限について、令和4年度に限り評価額を2.5%とするものです。令和3年度において、評価額の5%だったものを、納税者の負担感に配慮し、評価額に対して税額が低かった土地や評価額が急激に上昇した土地の課税標準額を緩やかな上昇とするために調整するものです。

改正箇所は、附則第10条第1項、施行日は令和4年4月1日となります。

9ページ上段をお願いいたします。

租税特別措置法の改正に伴う引用条項の削除に伴い、改正するものです。

改正箇所は、附則第15条の2第3項、施行日は令和5年1月1日となります。

5ページ下段をお願いいたします。

地方税法の改正に合わせて項のずれに伴う改正となります。

改正箇所は、第47条第9項及び、次のページ上段の第15条、施行日は、令和4年4月1日となります。

4ページ中段をお願いいたします。

地方税法施行規則の改正に合わせて項のずれに伴う改正となります。

改正箇所は、第35条の2第2項及び、6ページ中段の第51条の7、施行日は令和6年1月1日となります。

11ページ中段をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症等に関わる住宅借入金等特別税額控除の特例について、経過措置の終了に伴い削除するものです。

改正箇所は、附則第23条及び附則第24条、施行日は令和5年1月1日となります。

次に、改正条文第2条による改正についてご説明申し上げます。

令和3年第5回美郷町議会臨時会においてご承認いただきました美郷町税条例の一部を改正する条例令和3年美郷町条例第8号について、今回の税制改正により必要な一部改正を行うものです。

議案資料集11ページ下段からになりますが、次の12ページ上段をお願いいたします。

扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備に対応するものです。

改正箇所は、令和3年改正条例第8号のうち第35条の3の3第1項、施行日は令和5年1月1日となります。

その下中段をお願いいたします。

令和3年改正法の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

改正箇所は、令和3年改正条例第8号附則第2条となります。

施行日は令和6年1月1日となります。

最後に、改正条文附則の改正のうち、議案資料集新旧対照表に記載のない部分についての説明となります。

議案21ページ下段をお願いいたします。

附則第3条第2項をご覧ください。

今回の地方税法の改正に伴い、改正前の規定の適用について経過措置を設けたものです。

以上で、承認第1号の説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

承認第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第1号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第16、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(奥山智佳等君) 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

議案24ページ、専決処分書をご覧ください。

専決第5号は、令和4年度税制改正に伴い、地方税法施行令等の一部を改正する政令 令和4年政令第133号が令和4年3月31日に公布、同年4月1日に施行され、美郷町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたので、地方税法第179条第1項の規定により、去る3月31日専決処分させていただきましたので、これをご報告し、ご承認をお願いするものです。

改正条文は、議案25ページとなりますが、内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集13ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引上げを行っております。基礎課税額の医療分の限度額をこれまでの63万円から65万円に、後期高齢者支援等課税額の限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものです。介護納付金課税額の課税限度額はこれまでと同様に17万円となります。

改正箇所は、第4条第2項及び第3項、第25条第1項、施行日は令和4年4月1日となります。

以上で、承認第2号の説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

承認第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第17、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） 承認第3号についてご説明します。

28ページ、専決処分書をご覧ください。

令和3年度美郷町一般会計補正予算第13号について、令和4年3月31日付で専決処分しましたので、地方自治法の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,860万7,000円を追加する件、及び地方債の変更3件でございます。

32ページ、第2表地方債補正をお願いします。

合併特例債、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、充当事業の実績に伴う地方債の額の確定に伴い、限度額をそれぞれ減額したものでございます。

続きまして、歳入についてご説明します。36、37ページをお願いします。

2 款地方譲与税から38、39ページの11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、各譲与税及び交付金について、それぞれ額の確定による補正でございます。

14款2項1目1節、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金ですが、厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税が軽減措置されたことに伴い、その減収補填分として交付されたものでございます。

40、41ページをお願いします。

4 目1節社会資本整備総合交付金ですが、大雪による道路除排雪経費の増加に伴う追加交付等による補正、3節臨時道路除雪事業費補助金は、新たな交付決定による補正、さらに1つ飛ばしまして15款3項6目1節冬期除雪作業委託金は、追加交付等により補正したものでございます。

1つ上に戻りまして、15款2項1目1節電源立地地域対策交付金ですが、充当事業の実績に伴う額の確定による補正でございます。

16款1項2目ですが、各基金の預金利子の確定による補正。

17款1項2目は、ふるさと納税寄付金及び企業版ふるさと納税寄付金の実績により補正したものでございます。

42、43ページをお願いします。

20款2項1目1節ですが、町預金利子の確定による補正でございます。

21款町債の2目民生費から7目衛生費までにつきましては、それぞれの充当事業の実績に伴う額の確定による補正でございます。

続きまして、歳出についてご説明します。

44、45ページをお願いします。

2 款1項2目行政推進費ですが、充当する基金利子の確定により財源補正したものでございます。

3 款1項2目障害者福祉費ですが、充当する過疎対策事業債の確定、3目高齢者福祉費は、充当する過疎対策事業債及び基金利子の確定により財源補正したものでございます。

4 款1項1目保健衛生総務費ですが、不妊不育症治療助成事業に企業版ふるさと納税を充当したことによる財源補正、3目環境衛生費は充当する基金利子の確定により、財源補正したものでございます。

6 款1項3目農業振興費ですが、充当する過疎対策事業債の確定及び生菓の里美郷構想推進事業に、企業版ふるさと納税を充当したことによる財源補正でございます。6目畜産業費ですが、充当する過疎対策事業債の確定、7目農村整備費は、充当する過疎対策事業債及び基金利子の確

定により財源補正したものでございます。

8款1項1目土木総務費ですが、充当する過疎対策事業債の確定による財源補正、次のページのほうに移りまして、2目道路維持費は歳入でご説明した社会資本整備総合交付金、臨時道路除雪事業費補助金及び冬期除雪作業委託金に加え、合併特例債及び緊急自然災害防止対策事業債の確定による財源補正でございます。3目道路新設改良費ですが、充当する合併特例債及び過疎対策事業債の確定、その下の6項1目住宅管理費は、充当する過疎対策事業債の確定による財源補正でございます。

9款1項1目常備消防費ですが、充当する合併特例債及び過疎対策事業債の確定、4目災害対策対策費は、歳入でご説明した電源立地地域対策交付金の確定による財源補正でございます。

10款4項1目社会教育総務費ですが、美郷カレッジ開催事業に企業版ふるさと納税を充当したことによる財源補正でございます。

13款1項1目基金費ですが、ふるさと美郷子ども育成基金積立金は、ふるさと納税寄付金額の確定による補正、佐々木 毅 鴻鵠の志育成基金積立金から、減債基金積立金までにつきましては、基金利子の確定による補正でございます。

一番下の公共施設整備基金積立金ですが、今後、公共施設等最適化実施計画に基づく公共施設の解体や老朽化施設の機械設備等の更新など、適債事業とならない事業が増えていくものと見込み、今年度の負担の平準化を図るため積立金を補正したものでございます。

48、49ページをお願いします。

14款予備費ですが、歳入歳出予算の差額を調整したものでございます。

承認第3号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 今の説明の中で、ページは41ページですけれども、電源立地地域対策交付金、これまでちょっと聞きなれない言葉でありますけれども、その内容をご説明願います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） ただいまのご質問についてお答えします。

電源立地地域対策交付金ですが、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備等促進、地域住民の福祉の向上に資する事業に対して交付金を交付するもので、具体的には湯沢市の山葵沢地熱発電所に係る美郷町への5年分の配分額が示され、一括で交付を受けることを選択していましたが、その実績に基づいて減額したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前11時02分）

（午前11時10分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第18、議案第27号 財産の取得についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 議案第27号についてご説明いたします。

契約書の案は議案資料集14ページに、入札執行の詳細については15ページに掲載してございますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

ロータリ除雪車を購入するに当たり、5月18日に指名競争入札により入札を執行した結果、9,823万円で、横手市駅前町7番30号、打川自動車株式会社に落札となりましたので、契約に当たり、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によ

り、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約における納入期限は令和5年3月24日となっております。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第27号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号 財産の取得については、原案のとおり決しました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第19、議案第28号 工事請負契約の締結についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 議案第28号についてご説明いたします。

契約書の案は議案資料集16ページに、入札執行の詳細については17ページに掲載してございますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

学校施設環境改善交付金事業仙南すこやか園幼稚園棟暖房設備改修工事について、5月18日に一般競争入札を執行した結果、5,885万円で大仙市大曲須和町1丁目3番58号、株式会社朝日水道工業所に落札となりましたので、契約に当たり、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の工期は、議会の議決後の着工、完成が令和4年10月31日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第28号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第28号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決しました。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第20、議案第29号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第29号についてご説明します。

今回の補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額に2億7,251万1,000円を追加する件及び繰越明許費の設定1件でございます。

はじめに、第2表 繰越明許費についてご説明します。

60ページをお願いします。

8款2項除排雪機械整備事業ですが、除雪ドーザ2台の購入について、機械の製造に要する資材等の不足により、年度内の納入が困難な状況であることから、繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明します。

64、65ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源の一部として充当するものでございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、14款1項2目衛生費国庫負担金の1節新型コロナウ

イルスワクチン接種対策費負担金は、ワクチンの4回目接種が追加されたことにより、今後不足が見込まれる医師等への謝金等に充当するものでございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、2項1目1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、今回の補正財源の一部として充当するものでございます。この臨時交付金につきましては、今年4月に閣議決定された政府のコロナ禍における原油価格高騰等総合緊急対策に基づき、国の予備費等を財源に追加交付されるものでございます。今回の交付限度額ですが、1億1,289万円となります。また、令和4年2月に市町村が実施する国の新型コロナ対策補助事業の補助裏分に相当する542万円が追加交付となり、これを含めると1億1,831万円となります。このうち3,542万円を充当するものでございます。

充当する事業でございますが、燃料価格の急激な高騰の影響を受けている町内事業者等への支援として、運送業等事業継続支援事業及び施設園芸等燃油支援事業のほか、町内事業者が生産、製造した特産品の販売を行っている町内事業者等を支援する美郷のいいもの贈っ得！事業、さらにICT活用教育推進事業及び公共施設等トイレ手洗い自動水洗化事業の5事業になります。

なお、交付予定額の残り約8,300万円につきましては、現在県で原油価格物価高騰等総合緊急対策の補正予算が検討されているとの情報があり、今後県事業との調整が必要となることや、町が実施している地域振興券事業などの新型コロナ関連支援事業の進捗等を踏まえながら、実施計画の策定に向けて検討を行っているところでございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、2目民生費国庫補助金の2節令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金は、コロナ禍において物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、国が給付金を支給するもので、独り親世帯以外の世帯向けの給付について、町を通じて支給するものでございます。

対象者は、令和4年3月31日時点で18歳未満の児童、障害児の場合は20歳未満の児童、令和5年2月末までに生まれた新生児等を養育する父母等で、令和4年度住民税均等割が非課税の方、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方となります。給付額は、児童1人当たり5万円で、人数を300人と見込み計上しております。その下の事務費補助金は、給付金事業を進めるための事務費の財源となります。

3目衛生費国庫補助金の2節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、ワクチンの4回目接種が追加されたことにより、今後不足が見込まれる接種会場の運営等に要する経費に充当するものでございます。

14款の説明は以上です。

○農政課長（中田裕克君） 続きます、15款2項4目2節農業振興費補助金の農業夢プラン応援事業費補助金でございますが、戦略作物の産地拡大や経営の複合化に必要な機械施設等の導入を支援する事業で、令和4年度から事業名及び事業内容が変更になったことから減額し、事業ごとに予算を組替えするものでございます。

次の低コスト技術等導入支援事業費補助金でございますが、スマート技術等を活用した省力化、低コスト化に必要な機械設備の導入や、フレコン出荷に対応した収集出荷施設の設備等を支援する事業で、農家からの要望に応えるため増額するものでございます。

次の雪害を乗り越える果樹産地復興事業費補助金でございますが、令和2年度の大雪等により被害を受けた果樹農家に対し支援する事業で、農家からの要望に応えるため増額するものでございます。

次の6次産業化施設整備支援事業費補助金でございますが、6次産業化ビジネスを推進するための機械設備の導入や、施設の整備を支援する事業で、農業夢プラン応援事業費補助金からの組替えにより増額するものでございます。

次の夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金でございますが、畜産を核とした地域活性化を図るため、意欲ある農業者のステップアップに必要な取組について重点的に支援する事業で、農業夢プラン応援事業費補助金からの組替えのほか、農家からの要望に応えるため増額するものでございます。

次の夢ある園芸産地創造事業費補助金でございますが、複合型生産構造への転換に向けた取組を一層強化するため、施設、機械等の導入を支援する事業で、農業夢プラン応援事業費補助金からの組替えにより増額するものでございます。

次の県産米品質向上支援事業費補助金、その次的大豆生産拡大支援事業費補助金、その次のスマート農業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金でございますが、県産米の品質向上及び流通体制強化に必要な機械等の導入、大豆の生産拡大、品質向上に対応するための施設整備、スマート機械等の共同購入、共同利用で、営農条件に合わせた機械のカスタマイズなどの取組を支援する事業で、いずれも農家からの要望に応えるため増額するものでございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 20款5項4目雑入でございますが、文部科学省によるGIGAスクール構想にて整備いたしました中学校の生徒1人1台の学習用タブレット端末について、自宅への持ち帰り学習、夏休みなどの長期休業中のオンライン面談や学習指導等に活用するため、インターネットの通信環境のない家庭に対して貸出しすることとしております携帯無線通信機器の通信料として、保護者から1日当たり330円の費用負担をいただくものであり、40世帯20日分の

使用を想定し、予算の計上をお願いするものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

○総務課長（高橋 穰君） 続きまして、歳出の説明をさせていただきますが、はじめに特別職及び会計年度任用職員を含む職員人件費のうち4月1日付人事異動の関連、及び扶養認定等による各手当の増減について、一括して説明をさせていただきます。

概要につきましては、議案90ページから給与明細書に記載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、1特別職でございます。給与費のその他の3万円の増は、副町長の通勤手当でございます。

次に、91ページ、2一般職でございます。内訳でございますが、中段のア、会計年度任用職員以外の職員の2節給料が520万円の増、3節の職員手当が1,558万9,000円の増、4節の共済費が125万円の増でございます。職員手当の内訳は、1つ下の表に掲載のとおりでございます。

ページ下段のイ、会計年度任用職員の1節の報酬は短時間勤務職員分の給料ですが、1,094万4,000円の増、2節の給料はフルタイム勤務職員分ですが、652万6,000円の減、3節の職員手当が35万7,000円の減、4節の共済費が119万4,000円の増でございます。職員手当の内訳は、一番下の表に掲載のとおりでございます。また、これら明細には記載されてございませんが、短時間勤務会計年度任用職員の通勤手当に相当する8節費用弁償が全体で37万6,000円の増でございます。

人件費の概要は以上でございますので、以降各款項目の1節から4節及び8節の費用弁償の説明は省略させていただきますが、人事異動関連以外の3款及び4款の時間外勤務手当、並びに8款の報酬につきましては、別途担当課でご説明申し上げます。

それでは、それ以外の歳出について、順次説明してまいります。

68、69ページにお戻り願います。

○生涯学習課長（大澤 修君） ページ中段の2款1項1目一般管理費10節修繕料ですが、各出張所の自動釣銭機対応レジスター2台について、令和3年11月発行の新500円玉対応の改修に要する経費でございます。

○総務課長（高橋 穰君） その下、14節工事請負費の庁舎手洗水洗化自動化工事でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、役場庁舎トイレのハンドル型手洗蛇口を非接触型自動水栓、いわゆる手を近づけると水が流れ、手を遠ざけると水が止まる蛇口に交換するための工事費を追加するものでございます。役場庁舎で交換する蛇口は29基でございます。その下、2目行政推進費では、住民活動センターのトイレについても同様の工事を実施するものでございます。

このほか、6款ではあったか山直売所、ニテコ名水庵、手づくり工房湧子ちゃん、7款では温泉、公園の管理棟、公衆トイレ、10款では公民館、ふれあい館、学友館、歴史民俗資料館などの社会教育施設及び体育館、屋内スポーツ館、自転車競技場、野球場などの社会体育施設、合計27の公共施設のトイレについて、168基のハンドル式やレバー式またはプッシュ式の蛇口を自動水栓に交換するもので、総額で1,635万1,000円の追加をお願いするものでございます。なお、財源として、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を充当するものでございます。

したがいまして、以降6款、7款、10款にも予算計上しておりますトイレ蛇口の自動水栓化関連予算につきましては、説明を省略させていただきます。

○建設課長（高橋博和君） 72ページ、73ページをお願いいたします。

3款2項3目児童福祉施設費14節ですが、児童遊園地に設置されている遊具に関する補正でございます。今年の雪消え後に、遊具の安全点検をした結果により補修更新工事を行うもので、17基に係る費用でございます。なお、農村公園及び都市公園につきましても、同様に安全点検をしており、該当する款項目において同様の補正を計上しております。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、5目児童措置費の3節から19節は、歳入でご説明しました令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金事業に係るもので、3節の時間外手当は新規の事務事業として、時間外勤務への対応として計上するものでございます。

10節の消耗品費は、事業のお知らせや申請に係る用紙代、印刷製本費は、郵送用封筒でございます。11節の通信運搬費は、事前通知や交付決定通知の郵送料で、手数料は口座振込手数料でございます。

12節の電算処理委託料は、事業実施に当たりシステム導入を委託するもので、19節の特別給付金は対象者300人へのものでございます。

2項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、3項1目19節の災害罹災者見舞金ですが、5月23日に、六郷字本道町地内で発生した火災におきまして、住家を全焼した3世帯の方に翌日の24日に見舞金をお渡しいたしました。今後災害が発生し、住家が半壊以上または半焼以上の被害を受けた世帯に速やかに見舞金をお渡しできるよう、予算の追加をお願いするものです。

3款の説明を終わります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、74、75ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費の22節未熟児療育医療費国庫負担金返還金は、令和3年度の実績が確定したことによるものでございます。

続きまして、2目予防費の3節から7節の報償金、12節の事務事業委託料は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種が追加されたことで、当初予算計上時には計画されていなかったため、それぞれ予算の不足が見込まれるため、増額計上するものでございます。

3節は、接種業務及び事務従事に係るもので、7節報償金は医師等医療従事者への謝金でございます。12節下段の事務事業委託料は、予約受付や会場設営、大曲厚生医療センターへの接種業務等の委託に係るものでございます。

12節上段の予防接種委託料と18節予防接種費用助成金の増減は、HPVワクチン接種に係るもので、接種業務を医療機関に委託し、本人負担が生じないようにしておりますが、過去における接種等で費用負担された方に助成するため、予算の組替えを行うものでございます。

13節車両借上料は、乳幼児健診時の医師の送迎に係るタクシー代でございます。17節屈折スクリーニング検査機器は、3歳児健診時にこれまでの視力検査に加え屈折検査を実施し、弱視の早期発見の向上を図るため、検査に必要な機器1台分を計上しております。

2目の説明は以上です。

○**住民生活課長（木村英彰君）** 続きまして、次のページ、76、77ページをお開き願います。

2項1目清掃費の12節有料ごみ袋作成委託料ですが、原油価格高騰による委託費の増が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

18節ごみ集積施設設置補助金ですが、当初5基分の予算措置をしておりましたが、既に5基分の申請があり、その他の行政区においても多数更新の意向があることから、7基分を追加したくお願いするものでございます。

○**建設課長（高橋博和君）** 3項1目水道費27節ですが、人事異動に伴う水道事業会計への繰出金の減額でございます。

4款の説明は以上です。

○**農政課長（中田裕克君）** 続きまして、6款1項3目農業振興費18節6次産業化施設整備支援事業補助金でございますが、6次産業化ビジネスを推進するための機械設備の導入や、施設の整備を支援する事業で、生産力強化支援事業補助金からの組替えとなります。補助率は、県3分の1、町6分の1で、税抜価格の2分の1以内です。要望は、漬物加工場整備が1件で、県補助金に町の協調助成を加え増額するものでございます。

次の生産力強化支援事業補助金でございますが、戦略作物の産地拡大や経営の複合化などに必要な機械施設等の導入を支援する事業で、夢ある園芸産地創造事業補助金のほか、国、県の支援事業が対象となります。なお、6次産業化及び畜産関係の補助金につきましては、それぞれ事業

ごとに予算を組替えし、追加分を増額するものでございます。

追加分の事業ごとの内訳としましては、歳入でもご説明いたしました低コスト技術等導入支援事業補助金が7件、大豆生産拡大支援事業補助金が1件、県産米品質向上支援事業補助金が18件、スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業補助金が1件です。いずれも補助率は税抜価格の2分の1以内で、歳入額と同額のため町の負担はございません。

次の雪害を乗り越える果樹産地復興事業補助金でございますが、令和2年度の大雪等により被害を受けた果樹農家に対し支援する事業で、補助率は県2分の1、町4分の1で、税抜価格の4分の3以内です。要望は1件で、県補助金に町の協調助成を加え増額するものでございます。

次の施設園芸等燃油支援事業補助金でございますが、内容につきましては議案資料集によりご説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

事業の目的ですが、燃油価格の高騰に伴い、価格高騰の影響を受けやすい施設園芸等の農家負担の軽減を図るため、燃油購入費の一部を助成するものでございます。対象者ですが、町内に住所または所在地を有する農業者等で、施設でキノコ類、野菜、花卉等の園芸作物を栽培していること、令和3年10月から令和4年9月までに園芸作物等を出荷販売していること。省エネルギー対策に取り組んでいる施設、または今後取り組む施設であることが要件となります。

補助対象ですが、令和3年10月から令和4年3月までの灯油及びA重油の購入量で、施設園芸用に限ります。補助単価ですが、1リットル当たり15円で、国のセーフティーネット事業であります令和4年度施設園芸等燃油価格高騰対策の発動基準灯油単価と、令和4年4月灯油単価との差額の2分の1相当分でございます。補助金額ですが、補助対象に補助単価を乗じて得た額で、1,000円未満を切り捨てるものでございます。積算等ですが、1件当たり5,000リットル、対象を30件と見込み、補正するものでございます。

議案76、77ページに戻っていただきまして、次の4目担い手対策費18節営農継続支援事業補助金でございますが、営農維持継続する農業者で、担い手を継続または目指す者に対し、機械施設等の導入を支援する町の事業で、補助率は認定農業者等が6分の1、それ以外の方が2分の1以内です。上限額は50万円となっており、予算に不足が見込まれることから5件分を増額するものでございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 6款1項5目農業振興施設管理費の14節工事請負費、手づくり工房湧子ちゃんサイダー製造設備改修工事につきましては、今般の物価上昇の影響によりまして、ステンレス部材をはじめとする資材価格の高騰が続いておりますことから、現状の資材価格を踏まえまして、差額の計上をお願いするものでございます。

5目の説明は以上です。

○農政課長（中田裕克君） 78、79ページをお願いいたします。

6款1項6目畜産業費18節夢ある畜産経営ステップアップ支援事業補助金でございますが、畜産を核とした地域活性化を図るため、意欲ある農業者のステップアップに必要な取組について重点的に支援する事業で、生産力強化支援事業補助金からの組替えのほか、新規要望によるものでございます。

補助率は、牛の導入は県が定額、町10分の1以内、それ以外は県3分の1、町6分の1で、税抜価格の2分の1以内です。内訳としましては、肉用牛、乳用牛の導入が9件、新規就農者の畜舎及び堆肥舎整備が1件、装置改良及び牧草種まき機購入が1件で、県補助金に町の協調助成を加え増額するものでございます。

○建設課長（高橋博和君） 1項7目農村整備費14節ですが、農村公園に設置されている遊具の安全点検をした結果により、補修更新工事を行うもので、9基にかかる費用でございます。

同じく27節繰出金ですが、人事異動に伴う農業集落排水事業特別会計繰出金の減額でございます。

6款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 7款商工費でございます。

7款1項2目商工振興費ですが、11節役務費に計上いたしました手数料につきましては、町オリジナル品種のラベンダー「美郷雪華」の商標登録に当たりまして、中国でのローマ字による商標登録を追加したいため、追加で必要となる手数料につきまして計上をお願いするものでございます。

18節負担金補助及び交付金には3件計上しております。空き店舗等活用家賃支援事業補助金につきましては、当初予算成立後、新たに2件の補助金申請があったことから、追加で必要となる補助金につきまして計上をお願いするものでございます。

次に、運送業等事業支援事業継続支援金741万円につきましては、国のコロナ禍における原油価格物価高騰等総合緊急対策を踏まえた対策の1つといたしまして、打ち出したものでございます。

燃料価格高騰の影響を大きく受けております運送事業者に支援金を交付することによりまして、経営への影響を緩和し、社会インフラとして重要な役割を担っております運送事業者の事業継続を支えてまいりたいと考え、予算計上をお願いするものでございます。

支援金につきましては、補助率を3分の1、支援対象期間は7月から3月までの9か月と設定いたしまして、大型トラック等10万円、中型トラック等5万7,000円、小型トラック等4万円、普

通自動車等 1 万 4,000 円と単価を設定いたしまして、1 事業者当たりの上限額は 60 万円として燃料価格の高騰に苦しむ運送事業者の支援に速やかに対応してまいりたいと考えております。

続きまして、美郷のいいもの贈っ得！事業補助金につきましては、コロナ禍の中、売上げが伸び悩んでいるお土産品、特産品の販売を促進するため、町内のお土産品、特産品販売において、1 件につき 3,000 円以上のお買上げがあった場合、その送料につきまして 3,000 円を限度に補助したいと考えております。送料の補助によりお得感を生み出すことによりまして、販売促進と併せまして、町内のお土産品、特産品を通じた町の PR にもつなげようとするものでございます。

費用につきましては、補助金 520 万円と合わせまして 10 節需用費にチラシ等の作成に要する経費 22 万円の計上をお願いするものでございます。

2 目の説明は以上でございます。

続きまして、3 目観光費でございますが、10 節需用費に修繕料として 80 万円を予算計上しております。これは 4 月に発生しました寺町親水公園のポンプの修繕によりまして、既に観光施設等の修繕に係る予算を使い切っておりますことから、例年必要と見込まれます観光施設及び観光看板などに要する修繕費について計上をお願いするものであります。

12 節委託料のうち、宝門清水石垣周辺地質調査委託料につきましては、宝門清水の石垣に損傷箇所が複数見つかりましたことから、その損傷が発生した原因を突き止めるため、調査に要する委託料の計上をお願いするものであります。

12 節委託料の 2 行目、登山口等案内看板製作業務委託料につきましては、真昼山登山道をはじめ女神山、七滝山に係る 11 枚分の看板の製作と、その設置に要する経費として計上をお願いするものであります。

7 款の説明は以上であります。

○建設課長（高橋博和君） 78 ページ、79 ページ下段より 80 ページ 81 ページ上段にかけまして、8 款 1 項 1 目土木総務費 1 節ですが、会計年度職員であります除雪作業員の報酬等について、近隣市の雇用条件との比較調査により、時給換算で 60 円を増し 1,300 円とする雇用条件で除雪作業員の募集を行いたく、補正をお願いするものです。

同じく土木総務費の 18 節ですが、家庭用井戸等整備事業補助金について、本日までの申込みは 12 件、補助予定額が 505 万円です。当初予算額の 51% に達し、事前問合せ等もあることから、予算額に不足が見込まれるため、想定として 10 件分の補正をお願いするものです。

続きまして 2 項 1 目道路橋梁総務費 18 節ですが、大仙市、由利本荘市、にかほ市、仙北市、美郷町において組織する地域高規格道路本荘大曲道路整備促進期成同盟会が令和 4 年 5 月 16 日に設

立されまして、事務局は大仙市でございます。これに係る負担金を新たにお願ひするものでございませう。

2項2目道路維持費14節ですが、中央除雪センターの空調暖房の不具合のため、設備改修工事を行いたく、補正をお願ひするものでございませう。

2項3目道路新設改良費12節、14節、16節及び21節ですが、今年度予定されている一部の町道改良舗装工事等におきまして、事業総費用の低減と、早期の事業効果を発揮したく事業費の組替えと追加により、地盤試験への委託費と補償費への補正をお願ひするものでございませう。

続きまして、4項2目都市公園費14節ですが、都市公園に設置されている遊具の安全点検をした結果により、補修更新工事を行うもので、2基にかかる費用でございます。

82ページ、83ページをお開きください。

続きまして、5項1目下水道費27節の繰出金ですが、人事異動による人件費の増に伴い、下水道事業特別会計への繰出金を増額するものでございませう。

続きまして、6項1目住宅管理費の14節ですが、大雪により屋根を一部被災した公営住宅の改修に係る経費でございます。

8款の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、9款1項4目災害対策費の12節防災ハザードマップ作成委託料ですが、現在進めている地域防災計画改定との整合性や、避難場所や施設の合理性の検証を踏まえて反映させるため、かかり増しとなる費用の補正をお願ひするものでございませう。

9款の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 10款1項3目教育助成費でございますが、歳入でご説明いたしました、中学校生徒を対象としたタブレット端末の持ち帰り学習や、オンラインでの学習指導など、自宅にてタブレットを活用するための関連予算でございますが、10節消耗品費はタブレット持ち帰り時使用の電源用ACアダプター購入費、11節通信運搬費はインターネット環境のない家庭に対して貸し出す携帯無線通信機器の通信料であり、歳入の保護者費用負担額と同額であります。

また、12節フィルタリングソフトの設定業務委託料、並びに次のページの13節システム使用料につきましては、自宅にタブレット端末を持ち帰った際に、学習等に無関係なサイトや有害サイトなどへのアクセス制限、インターネットの利用時間等、個々の端末管理のためのソフト設定並びにソフトライセンスの使用料をお願ひするものでございませう。

○生涯学習課長（大澤 修君） 86、87ページをお願ひします。

10款4項1目社会教育総務費10節消耗品費ですが、公民館、各ふれあい館、各体育館等の施設予約管理に使用している公共施設予約管理システムの無停電電源装置バッテリーの劣化が確認され、その交換に要する経費でございます。

2目図書館費17節学友館管理用備品ですが、今年度図書室内に視聴覚ブースを設置する計画がありますが、その什器類の単価上昇による不足分の増額補正でございます。

4目社会教育施設費10節消耗品費及び修繕料ですが、3月16日の福島県沖を震源とする地震により、坂本東嶽邸のしっくい壁が一部損壊したため、消耗品費から一部流用し早急に修繕をいたしました。今後の施設修繕等に不足が見込まれますので、流用分の補填と修繕費を増額補正するものでございます。

12節浄化槽清掃管理委託料ですが、消毒剤等の単価上昇により増額補正をするものでございます。

14節学友館施設改修工事ですが、屋根防水、屋根塗装及び屋根ふき替え工事の発注に当たり、資材等単価が上昇していることから、増額補正をするものでございます。

10款5項1目保健体育総務費12節パンフレット作成業務委託料ですが、健康増進とフレイル予防、いわゆる虚弱、老化予防に向けたウオーキングパンフレットを、町福祉保健課と連携して作成したく予算計上するものです。内容につきましては、秋田大学大学院整形外科学の先生に監修をお願いすることとしており、作成後は町民への配布とともに、施設への設置、事業での活用を図ってまいります。

2目保健体育施設費10節修繕料ですが、雪害による北運動公園野球場フェンスの修繕により、今後の施設修繕等に不足が見込まれますので、増額補正をするものでございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3目学校給食費でございますが、北並びに南給食センターの厨房機器や設備等に係る今後の修繕に要する予算をお願いするものでございます。

10款の説明は以上です。

○農政課長（中田裕克君） 88、89ページをお願いいたします。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費14節七滝山線のり面復旧工事でございますが、令和2年度及び令和3年度に完成した林道七滝山線のり面2か所が崩落していることを確認いたしました。崩落の原因としましては、この冬の大雪と4月以降の好天による急激な雪解けにより、大量の雪解け水がのり面に浸透し、崩落したものと推測されます。そのため、のり面の補強を含む復旧工事を行うため補正するものでございます。

議案第29号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第29号の説明が終わりました。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第21、議案第30号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第30号につきまして、ご説明いたします。

今回の補正は、781万8,000円を追加するものでございます。

はじめに、国民健康保険の状況につきまして、簡単に申し上げます。

まず、保険給付費の総額でございますが、令和3年度はおよそ15億700万円で、令和2年度のおよそ14億9,800万円を0.6%上回り、2年連続で前年度を上回っております。被保険者数は減少しているものの、1人当たりの額が増加傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと思われま。なお、議案資料集19、20ページに被保険者数等を掲載しておりますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、歳入からご説明いたしますので、議案102、103ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数、所得及び繰越金等の確定見通しにより税額を試算したところ、令和3年度と同率の税率で算定でき、9,218万2,000円の減額を計上しております。

7款1項1目の繰越金は1億5,000万円を見込めることができましたので、1億円を増額するものでございます。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

104、105ページをお願いいたします。

3款事業費納付金は、財源の増減補正でございます。

9款1項1目の予備費は、補正調整額でございます。

議案30号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第30号の説明が終わりました。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第22、議案第31号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第31号につきましてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ130万2,000円を追加する件及び地方債補正2件でございます。

はじめに地方債補正でございます。111ページをお開きください。

流域下水道事業債につきまして、実績見込みにより限度額を増額するものでございます。資本費平準化債におきましても、実績見込みにより限度額を増額するものです。

続きまして、歳入を説明いたしますので、116ページ、117ページをお願いいたします。

歳入4款1項1目1節は、一般会計からの繰入金でございます。人事異動により増額となるものです。

7款1項1目1節及び2節は、流域下水道事業債、資本費平準化債におきまして、実績見込みにより限度額を増額するものです。

歳入の説明は以上です。

続きまして次のページ、118ページ、119ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目一般管理費の2節から4節までは、人事異動に伴う人件費の補正でございます。給与費明細につきましては、120ページ、121ページに記載しております。

1款3項1目下水道整備事業費は、財源の補正でございます。

2款1項1目元金は、財源の補正でございます。

議案第31号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第31号の説明が終わりました。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第23、議案第32号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第32号につきまして、ご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ113万6,000円を減額する件及び地方債補正1件でございます。

はじめに地方債補正でございます。

127ページをお開きください。

資本費平準化債におきまして、実績見込みにより限度額を減額するものです。

続きまして、歳入から説明いたしますので、132、133ページをお願いいたします。

3款1項1目1節は、一般会計からの繰入金でございます。人事異動により減額となるものです。

6款1項1目1節は、地方債の資本費平準化債におきまして、実績見込みにより限度額を減額するものです。

歳入の説明は以上です。

続きまして次のページ、134、135ページをお願いいたします。

歳入、1款1項1目一般管理費の2節から4節までは、人事異動に伴う人件費の補正でございます。給与費明細につきましては、136、137ページに記載してございます。

2款1項1目元金は、財源の補正でございます。

議案第32号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第32号の説明が終わりました。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第24、議案第33号 令和4年度美郷町水道事業会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第33号につきまして、説明いたします。

139ページをお願いいたします。

はじめに、第2条収益的収入及び支出につきまして、それぞれ444万7,000円を減額するものがございます。

続いて、139ページから140ページをご覧ください。

第3条、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入を391万6,000円、資本的支出を394万7,000円増額するものがございます。

続いて、第4条、職員給与費につきまして、464万7,000円を減額するものです。

続いて第5条、他会計からの補助金444万7,000円を減額し、1億9,492万7,000円とするものがございます。

内容を説明いたします。

141ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、人事異動に伴い1款2項2目他会計補助金を減額、支出につきましては、1款1項4目総係費にて減額しておりまして、給与費明細は143ページに記載しております。

続いて、第3条、資本的収入及び支出につきまして、黒沢地区水道管布設替の今年度事業費の増により、水道事業債260万円、国庫補助金131万6,000円それぞれを増額するものであります。支出につきまして、394万6,000円を増額するものです。収入と支出の差額につきましては、自己資本からの充当となります。

議案第33号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第33号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

6月13日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後0時03分)

